

第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は、障害者及び障害児に対する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示す計画であり、「基本計画」の実施計画にあたります。

従って、「基本計画」とともに、その基本理念である「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」を本計画の基本理念とします。

第2節 基本的な考え方

本計画は、国から示された基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）をもとに策定しています。本計画は、この指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、本町の障害者の自立への施策を展開していきます。

(1) 障害者及び障害児の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者及び障害児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者及び障害児が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援などを通じて引き続き障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスは、発達障害者及び高次脳機能障害者、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる民間などからのサービスの提供をはじめ地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があります。例えば日中サービス支援型指定共同生活援助※により常時の支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援拠点等については、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援をさらに進めるために、ひとり暮らし、グループホームへの入居などの体験機会及び場の提供並びに専門的な対応ができる人材の確保・養成の機能を整備します。

さらに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

※日中サービス支援型指定共同生活援助：障害者の重度化、高齢化に対応するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たなサービス類型。24時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行うサービス。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については町を実施主体に、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障害児支援の体制の整備を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン※）を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります、そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということに関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害者が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

※インクルージョン：本来「包含、包み込む」ことを意味する。教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。